

南信州広域連合 障害者活躍推進計画

(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する計画)

令和2年4月1日

南信州広域連合長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定により、「南信州広域連合 障害者活躍推進計画」を策定する。

なお、飯田広域消防については本計画を適用せず消防長が別に定める。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 南信州広域連合における障害者雇用に関する課題

南信州広域連合は、職員総数が31名の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集、採用は行っていない。

在職中に疾病、事故等により身体障害者となる職員が発生する可能性もあるため、組織的な体制整備の必要性がある。

3 目標

(1) 採用に関する目標

職員数が少ない小規模な機関であるため、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者である応募者を念頭においた職員の募集を行う中で障害者の採用を目指す。

(2) 定着に関する目標なし（今後、障害者である職員を雇用することとなった場合は定着状況データを把握する）。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、疾病、事故等により身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課庶務係に障害者である職員の相談窓口を設定する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

在職中に疾病・事故等により身体障害者となった職員が障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。